

# 西宮市立幼稚園のあり方について

平成 27 年（2015 年）1 月

西宮市教育委員会

## もくじ

第1章 策定までの経緯	1
1. 西宮市の幼稚園教育における、これまでの市立幼稚園の役割	1
2. 近年の市立幼稚園のあり方に関する議論等について	1
3. 市立幼稚園の今後のあり方について	4
第2章 本市の現状と課題	5
1. 教育・保育を取り巻く現状	5
(1) 西宮市の人口の推移と将来予測	5
(2) 市内幼稚園、保育所などの利用状況	5
(3) 幼稚園利用の量の見込み	6
2. 市立幼稚園の現状と課題	7
(1) 市立幼稚園の現状	7
(2) 教職員の配置状況	8
(3) 市立幼稚園の運営状況の推移	8
(4) 特別な支援が必要な子どもへの対応	8
(5) 保護者負担における公私間格差と公費投入のバランス	9
第3章 西宮市立幼稚園の今後のあり方	10
1. 西宮市が目指す幼児期の教育	10
2. 幼児期の教育の充実における幼稚園の役割	10
(1) 幼稚園教育の役割	10
3. 市立幼稚園の役割	11
(1) 同一の教育内容の提供	11
(2) 保育研究の継続と実践の情報提供	11
(3) 特別な支援を必要とする子どもの受け入れと支援の充実	11
4. 市立幼稚園の今後のあり方と取り組み	11
(1) 幼児教育の発展と継承	11
(2) 質の高い幼児期の教育に向けた公私・幼保小の連携	11
(3) 特別な支援が必要な園児への幼稚園教育	12
(4) 環境の整備	12
(5) 認定こども園の研究	13
(6) 市立幼稚園の適正配置	14
(7) 教職員の配置	15
(8) 公私間格差の是正	16
第4章 本計画の期間	18
1. 本計画の期間	18
2. 「西宮市立幼稚園のあり方」の策定	18

## 第1章 策定までの経緯

### 1. 西宮市の幼稚園教育における、これまでの市立幼稚園の役割

「戦後の学制改革と人口増により、市行政は義務教育学校の建設に追われ、幼稚園教育にまで手が回りかねていた。その時、幼児教育の重要性を認識した民間人たちが、物資不足の中で、私財を投じて幼稚園づくりに取り組んだ。

昭和23年(1948年)2月に浜脇幼稚園が再開されて、市内で唯一の独立園が誕生した。その後、昭和31年までに、9園が開園又は再開園された。しかし、第1次ベビーブームによる園児の急増には対応できず、その間、私立幼稚園に依存することが多かった。

また、保育料等保護者負担の差が問題となり、昭和41年4月より私立幼稚園在籍園児保護者補助金を補助することになった。これは画期的な施策であり、公私立園の共存共栄をはかるものとして、全国的にも反響を呼んだ。」(西宮市戦後教育史より引用)

本市の幼稚園教育は、これまで、その多くの部分を私立幼稚園が担ってきた経緯があり、現在も40の私立幼稚園が市内全園児数の約8割を担っている。

戦後から昭和40年頃にかけて、「5歳児全員入園」を目途に市立幼稚園の整備を行ってきた際にも、それまでの私立幼稚園の歴史と実績に基づき、既設の私立幼稚園の存在を尊重しながら、公私立幼稚園の共存共栄を基本として行ってきた。

このことから、本市における市立幼稚園では、私立幼稚園が存在しない地域において就学前教育の充実を図るという「補完的機能」が、役割のひとつとされてきたところである。

### 2. 近年の市立幼稚園のあり方に関する議論等について

近年、西宮市では子育て世代の増加が著しい地域がある一方、少子化が進んでいる地域もあり、就園環境の地域間格差が大きくなっている。また、幼稚園の保護者負担における公民間格差の是正や多様化する保育ニーズへの対応も求められている。

このような状況を踏まえ、保育を必要とする全ての市民に対して、より質の高い保育が提供できるよう、市立幼稚園のあり方について広い視点からの検討が必要となった。

これまで、様々な審議会等において、種々の議論等が行われてきた中で、市立幼稚園に対して行われた議論の主なものとしては、以下のとおりである。

#### これまでの市立幼稚園のあり方に関する議論等の経過

平成20年9月	「西宮市立幼稚園のあり方について(答申)」
平成21年8月	「西宮市幼稚園教育振興プラン(素案)」パブリックコメントの実施
平成22年3月	「西宮市次世代育成支援行動計画(後期計画)」
平成22年7月	「西宮市幼児期の教育・保育審議会」設置
平成24年8月	「子ども・子育て関連3法」成立
平成24年9月	西宮市議会市民文教常任委員会において所管事務報告 「西宮市立幼稚園の適正配置計画(当面のあり方)について」
平成25年7月	「西宮市幼児期の教育・保育審議会」答申
平成25年8月	「西宮市子ども・子育て会議」設置
平成25年9月	西宮市議会市民文教常任委員会において所管事務報告 「就学前教育のあり方について」
平成26年3月	「第4次西宮市総合計画(中間改定)」

平成 20 年(2008 年)9 月 25 日

1 待機児童の解消と余裕保育室の活用 ~市立幼稚園の新たな枠組みに向けて~  
(2) 市立幼稚園の適正配置について

市立幼稚園の配置は、概ね 1~3 小学校区に 1 市立幼稚園となっている。今後**幼児教育センターとしての機能を果たす**ためにも、市立幼稚園が適正に配置される必要がある。市民生活における生活圏や地域性、小学校との連携などを考慮した適切なブロックを設置した上で、少なくとも**各ブロックに 1 園を配置する**ように努めるべきである。

ブロックの設定については、今後、教育委員会においてできる限り多くの可能性を視野に入れ、どのようなブロックが適切か、根拠を示しながら、様々な観点から総合的に検討し、速やかに決定するよう要請する。その上で、各ブロック内における園の配置についても、先に示したように**入園希望者の動向や地域性などに十分配慮して決定する**ように求める。

2 公私間格差の是正と幼児教育関係経費の見直し

(1) 公私間格差の是正

幼稚園教育は義務教育ではなく、また私立への就園は保護者の選択であるとはいえ、80%以上が私立幼稚園に就園している現状を見ると、就園の機会をすべての幼児に保障するという観点からも、**公私間における保護者負担の現在の格差は改善を要する**状況であるといえる。

したがって、私立幼稚園児の保護者への補助金のさらなる充実を図るとともに、**市立幼稚園の保育料についても定期的に受益者負担の原則に即した保育料の見直しを行うことが必要**である。こうした保育料負担格差の縮小は、保護者により広い選択肢を提供することにもつながると考える。

平成 22 年(2010 年)3 月

基本目標 4 : 教育環境の充実と健全育成のまちづくり  
2 章 子どもの生きる力の育成 5 節 幼児教育の充実

社会の変化に対応した子育て支援など、**公立幼稚園が地域の幼児教育センターとしての役割を果たしながら、育ちや学びの連続性・一貫性を踏まえた幼児教育の提供ができるよう、幼稚園、保育所、小学校と連携した「協同的な学び」の充実を図ります。**

また、就学前すべての子どもの幼児教育について、教育委員会及び健康福祉局を中心に外部委員等を入れた総合的に審議を行える場を設け、(仮称)「西宮市の幼児教育のあり方」の策定に取り組むとともに、**今後の公立幼稚園のあり方については、「西宮市立幼稚園教育振興プラン」を策定し、**幼児教育における様々な課題の改善や子育て家庭への支援等に取り組んでいきます。

平成 24 年（2012 年）2 月 10 日

## (2) 監査の結果及び意見

## 2. 引き続き公立幼稚園の統廃合を検討すべき（意見）

市内の幼稚園全体の充足率は平成 22 年度では 80% であり、地域的偏在はあるものの、やや施設が多い状況にあり、すでに空き教室が生じている幼稚園もでてきている。西宮市の将来予測によれば、今後も就学前児童の減少が予測されている。また、女性の社会進出が進む中では、保育時間が短い幼稚園よりも、長時間の保育が可能な保育所の需要は増加する傾向にあり、**西宮市全体では幼稚園が過剰となることが見込まれる。**

短期的な幼稚園の空き教室の活用方法としては、上述したとおりであるが、長期的な視点で見れば、**公立幼稚園の統廃合は避けられない状況**にあると考える。西宮市でも「西宮市立幼稚園教育振興プラン（素案）平成 21 年 8 月 10 日」の中で、平成 25 年度を目処に順次 6 園を廃止する統廃合の計画を検討していたが、このプランについてのパブリックコメントが約 2 万 3 千件（注）にも及んだことなどから、再度見直しがなされている。

公立幼稚園の統廃合についての意見には、賛成・反対それぞれの意見があり、地域によっても状況が異なることから、実現は容易なことではないが、引き続き長期的な視点に立ち、**計画的に公立幼稚園の統廃合を進めていくことが必要**である。

## (2) 監査の結果及び意見

## 4. 公立幼稚園の保育料の見直しを検討すべき（意見）

民間とのサービス内容の差異も勘案した上で、保護者間の公平性や西宮市の財政負担の観点から、**値上げも含めた保育料の見直しの検討をする余地がある**のではないかと考える。

西宮市の幼児期の教育・保育のあり方について（答申）

一部抜粋

平成 25 年（2013 年）7 月 31 日

## 【諮問 2】地域における保育サービスの提供について（地域バランス・適正配置）

地域における教育・保育を受ける機会の保障の観点から、**公立幼稚園については、当面、小ブロック（13）ごとに原則 1 箇所配置**の方向とし、**今後のブロックごとの園児数の推移や教育・保育施設の状況などを踏まえ、適切な配置数に整理を行う必要がある**と考えます。閉園する施設については、地域子育て支援の拠点などの子育て・子育てを支える機能を有する施設や、公園などの遊び場等の必要性も考慮しながら、そのあり方を検討する必要があると考えます。

## 【諮問 4】保護者負担の格差是正及び公費投入のあり方について

公立幼稚園の保育料については、その他の保育施設との比較でも、**保護者負担の割合に大きな格差**があり、適正な保護者負担の観点から**見直しを検討する必要がある**と考える。

基本計画各論 まちづくり編 [すこやか・はぐくみ]

No. 12 学校教育の充実 (1) 幼稚園教育の充実

- ・ 幼稚園が社会の変化に対応した子育て支援など、地域の幼児教育センターとしての役割を果たしながら、育ちや学びの連続性・一貫性を踏まえた幼児教育を提供するために、保育所や小学校との連携を促進した「協同的な学び」の充実を図ります。
- ・ 幼稚園における保護者負担の公私間格差の是正に努め、市民に対してより広い就園の選択肢を提供します。

### 3. 市立幼稚園の今後のあり方について

これら種々の答申や意見等も受けて、教育委員会では、平成24年度に「西宮市立幼稚園の適正配置計画【当面のあり方】について」を示すとともに、「西宮市立幼稚園の休級及び休園等に関する規程」（以下「休級・休園規程」という）を改正し、市立幼稚園の適正配置を進めることとしている。

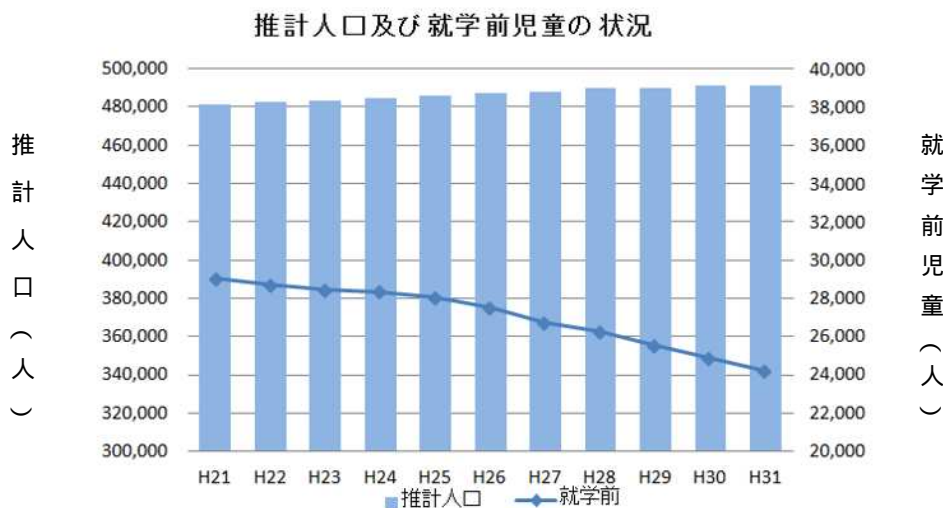
こうした動きに加え、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づき、子ども・子育て支援の新たな制度が創設された。

この新制度創設に伴い国から示された、就学前の子どもに対する教育や保育等に対する新たな考え方も踏まえ、教育委員会として関係部局と協議し、総合的に検討を重ねた結果、今般、西宮市立幼稚園の今後のあり方について、その考え方や方向性を示すこととしたものである。

## 第2章 本市の現状と課題

### 1. 教育・保育を取り巻く現状

#### (1) 西宮市の人口の推移と将来予測

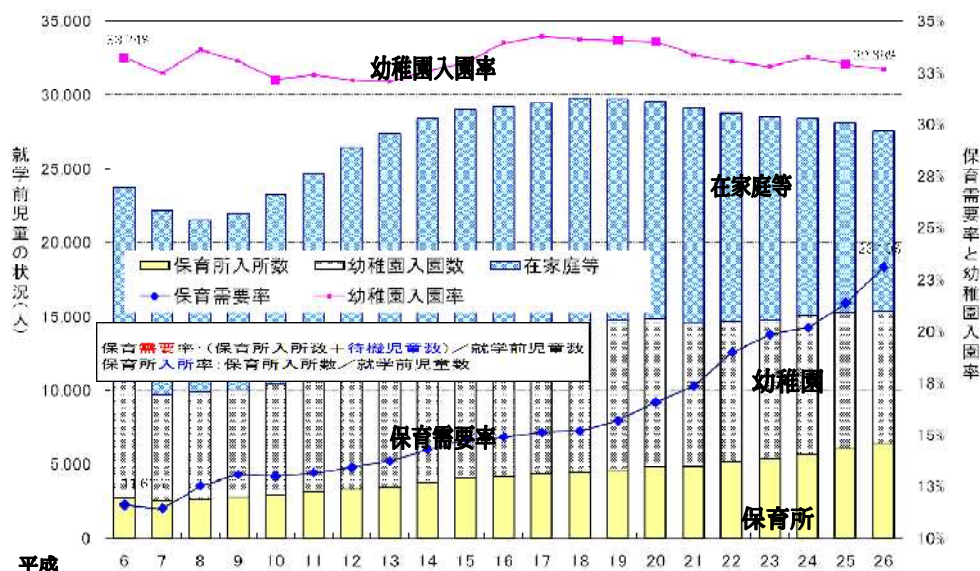


「就学前児童」：小学校に就学する前の子ども（0～5歳児）

「推計人口」は今後も微増傾向となっているが、一方「就学前児童」は平成18年度以降減少傾向にあり、今後もその傾向が続くと予測されている。

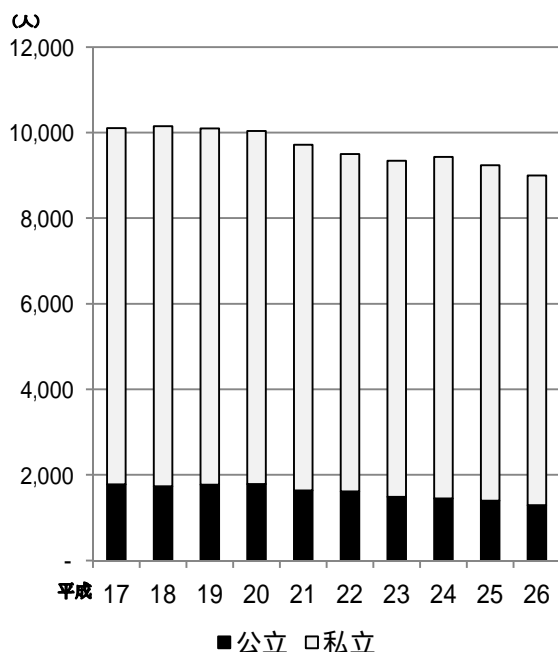
#### (2) 市内幼稚園、保育所などの利用状況

##### 市内保育需要率及び幼稚園入園率と就学前児童の状況の推移



本市の就学前児童の状況を見ると、在家庭等（認可保育所、幼稚園の利用者以外を示し、認可外保育施設等の利用者を含む）が約半数となっている。また、「保育需要率」は年々増加を続けているが、「幼稚園入園率」は、ほぼ横ばいに推移している。

市内幼稚園の在園者数



年度	市立幼	私立幼	計
H 17	1,778	8,326	10,104
H 18	<b>1,731</b>	<b>8,415</b>	<b>10,146</b>
H 19	1,769	8,329	10,098
H 20	1,782	8,252	10,034
H 21	1,638	8,075	9,713
H 22	1,612	7,886	9,498
H 23	1,485	7,860	9,345
H 24	1,452	7,982	9,434
H 25	1,396	7,839	9,235
H 26	1,291	7,708	8,999
H18との比較	-440 (-25.4%)	-707 (-8.4%)	-1,147 (-11.3%)

学校基本調査より

幼稚園の在園者数は、公私ともに平成 18 年度以降減少傾向が続いている。

平成 18 年度より、市立幼稚園 5 園で実施していた臨時的措置( )による 4 歳児の複数学級を順次縮小し、平成 25 年度に廃止している。また同年度には浜甲子園幼稚園を休園したこと等もあり、この間の在園者数の減少率は、私立の約 3 倍となっている。

臨時的措置：就園を確保するため、原則「1 学年 1 学級」としながらも、地域により 4 歳児を 2 学級とした措置。

### (3) 幼稚園利用の量の見込み

(1)～(2)のような傾向も踏まえた上で、現在西宮市子ども・子育て会議にて審議中の「教育・保育の量の見込み及び確保策」においては、以下のとおり「1号認定」及び「2号認定のうち学校教育(幼稚園教育)の利用希望」の両方とも、今後 5 年間の需要(量の見込み)について、引き続き減少傾向が続くものと見込んでいる。

年度	量の見込み		合計
	1号認定	2号認定 (幼稚園教育の 利用希望)	
H 27	7,744	1,650	9,394
H 28	7,699	1,641	9,340
H 29	7,619	1,625	9,244
H 30	7,394	1,588	8,982
H 31	7,144	1,549	8,693

量の見込み：西宮市子ども・子育て支援事業計画作成のためのアンケート調査等(ニーズ調査)による、幼稚園利用希望者数の予測数。

1号認定：満 3 歳児から 5 歳児までの幼稚園を利用する子どもの認定。

2号認定：満 3 歳児から 5 歳児までの保育所(園)や認定こども園を利用する子どもの認定。



## 2. 市立幼稚園の現状と課題

### (1) 市立幼稚園の現状

市立幼稚園では、4歳児は原則として1園につき1学級30人配置、5歳児は35人を超える場合には、複数学級配置としている。このため、5歳児の学級数は、平均1.6学級となっている。

平成27年度園児募集における応募者数は、4歳児が516名、5歳児が50名となっている。4歳児については、総募集定員を下回るものの、地域によって応募の多い園があり、5園で抽選となっている。

前述の将来予測を見ても、今後の幼稚園入園者数は、全体としてさらに減少することが予想されるものの、その傾向には地域偏在があり、応募者が多い園も引き続き存在していくことが、あわせて予測されている。

#### 市立幼稚園（平成26年度）

		園児数（人）			学級数		
		4歳児	5歳児	計	4歳児	5歳児	計
1	浜脇幼	33	43	76	1	2	3
2	用海幼	30	35	65	1	1	2
3	夙川幼	30	44	74	1	2	3
4	越木岩幼	24	29	53	1	1	2
5	大社幼	32	79	111	1	3	4
6	附属あおぞら幼	29	40	69	1	2	3
7	上ヶ原幼	30	36	66	1	2	3
8	門戸幼	31	39	70	1	2	3
9	高木幼	53	76	129	2	3	5
10	瓦木幼	33	37	70	1	2	3
11	春風幼	30	29	59	1	1	2
12	今津幼	22	25	47	1	1	2
13	南甲子園幼	29	31	60	1	1	2
14	高須西幼	22	25	47	1	1	2
15	鳴尾東幼	29	27	56	1	1	2
16	鳴尾北幼	20	20	40	1	1	2
17	小松幼	22	32	54	1	1	2
18	山口幼	21	36	57	1	2	3
19	名塩幼	17	22	39	1	1	2
20	生瀬幼	19	30	49	1	1	2
合 計		556	735	1,291	21	31	52

浜甲子園幼稚園は休園中。今津幼稚園は平成29年度休園予定

## (2)教職員の配置状況

幼稚園規模の大小にかかわらず、基本的には各幼稚園に園長、養護教諭、園務員を1名ずつ配置している。

市立幼稚園教職員の配置状況（平成26年度）（人）

職名	正規教職員	正規以外（人）	計
園長	18	2	20
教諭	37	16	53
養護教諭	7	13	20
園務員	14	5	19
計	76	36	112

園長は嘱託、再任用、教諭・養護教諭は臨時講師、園務員は再任用。

## (3)市立幼稚園の運営状況の推移

幼稚園の数は、平成25年度より浜甲子園幼稚園が休園となり1園減少している。また、臨時的措置の縮小・廃止による園児数や教職員の減少、正規教職員の採用抑制により、事業費は年々減少している。

## 事業費等の推移

（決算値：千円）

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	
園数	21	21	21	21	21	20	
歳入	国、県支出金	578	478	497	2,306	470	593
	保育料・入園料	198,844	178,460	179,329	163,151	159,121	152,416
	市一般財源	915,996	965,235	925,353	874,472	871,857	797,010
	その他	632	724	531	781	886	773
	合計	1,116,050	1,144,897	1,105,710	1,040,710	1,032,334	950,792
歳出	人件費	981,909	1,020,323	981,612	926,072	919,704	855,326
	委託料	28,342	27,678	30,967	22,560	19,504	19,201
	その他	105,799	96,896	93,131	92,078	93,126	76,265
	合計	1,116,050	1,144,897	1,105,710	1,040,710	1,032,334	950,792

平成23年度は、県の子どもの読書活動推進事業により、県支出金が増となっている。

## (4)特別な支援が必要な子どもへの対応

### 就学相談

平成23年度～25年度に実施した新小学校1年生の就学相談において、幼稚園、保育所から小学校の特別支援学級及び特別支援学校への入級・入学が相当と判断された児童の内訳は次のとおりである。

現状としては、特別な支援を必要としている子どもは、公私問わず、幼稚園や保育所で受け入れられている。

特別支援のための就学相談の結果

(人)

入学前施設	私立幼		市立幼		民間保		市立保		合計
	特別支援 学級・学校	通常学級	特別支援 学級・学校	通常学級	特別支援 学級・学校	通常学級	特別支援 学級・学校	通常学級	
H23年度	9 (0.3%)	7 (0.3%)	19 (2.3%)	14 (1.7%)	5 (1.0%)	1 (0.2%)	7 (1.4%)	3 (0.6%)	65
H24年度	10 (0.4%)	10 (0.4%)	14 (1.7%)	3 (0.4%)	6 (1.1%)	3 (0.6%)	12 (2.0%)	4 (0.8%)	62
H25年度	17 (0.6%)	15 (0.6%)	8 (1.0%)	8 (1.0%)	6 (1.1%)	2 (0.4%)	6 (1.2%)	1 (0.2%)	63

「通常学級」は、経過観察となった場合に入級  
( )の割合は、在籍する全体的な子どもに対する割合

就園相談

市立幼稚園の就園相談の進め方は以下のとおりである。年々相談の件数が増加している（H23年度：37件、H24年度：49件、H25年度：54件）ものの、子どもを受け入れる体制が十分ではなく、今後の受け入れ体制の改善が必要となっている。

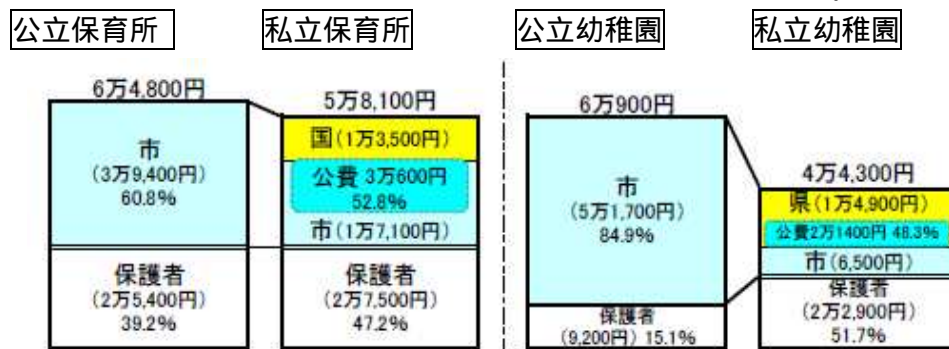
【現在の就園相談の流れ】

- 入園を希望する幼稚園の園長と保護者が面談  
教育委員会特別支援教育課が保護者と「就園相談」  
相談結果をもとに、適正就学指導委員会(1)は「就園の方向等」(2)を示す。
- 1 適正就学指導委員会；専門医、学識経験者、学校園長（特別支援学校を含む）、児童福祉関係者（健康福祉局）
  - 2 「就園の方向等」；「専門機関相当」、「支援付就園」、「通常」

(5) 保護者負担における公民間格差と公費投入のバランス

幼稚園と保育所の児童一人あたり月額公費投入と保護者負担の比較

(平成23年度決算)



上記の県・市の負担分には、地方交付税や国庫補助等の国負担分を含む。金額は四捨五入で端数処理している。民間保育所の保護者負担額には諸費（延長保育等）を含んでいない。私立幼稚園は預かり保育分を含む。保育所の国庫補助金は、0～2歳児、3～5歳児の運営経費の比率で按分して算出。

上記比較のとおり、就学前児童が利用する保育・教育施設のうち、市立幼稚園における公費投入の割合が、他の施設に比べて突出して高く、また、保護者負担が著しく抑えられている現状がある。これについては、これまで審議会等において、その格差是正が度重なり求められてきたところである。

これまで市立幼稚園と私立幼稚園が、ともにお互いを尊重しながら子ども達を受け入れてきた経緯から見ても、この格差是正は、市が最優先に取り組むべき課題である。

### 第3章 西宮市立幼稚園の今後のあり方

#### 1. 西宮市が目指す幼児期の教育

平成16年度より始まった西宮市幼稚園・保育所・小学校連携推進事業「つながり」（以下「つながり」という）において、西宮市の子どもたちの育ちと学びをつなぐために、目指すべき幼児期の教育について、以下のように共有して保育をしている。

#### 「学びの基礎力」の育成

幼児期の教育は、その後の生涯にわたる教育の基礎であり、小学校では、幼稚園や保育所で培った力を活かし、各教科等の学習を進めることが求められています。このため、育ちと学びの連続性と一貫性を図る教育を推進していきます。

幼児期の教育と小学校教育では、教育課程の構成原理や指導方法に違いがあり、その違いを知り、子どもたちの発達特性を理解することを大切にします。

#### 幼稚園・保育所・小学校の接続期に育てたい力

生活する力 環境の変化に適応する力や自立して生活する力

かかわる力 様々な人と関わり合いながら自己を発揮し共に生活を創り出す力

学ぶ力 身近な環境に興味や関心をもち、自ら考えてかかわる力

このように、幼児期の教育については、その後の小学校における各教科等の学習が円滑に進められるよう、その基礎となるべき力を育てていくことが必要と考える。

#### 【西宮市幼稚園・保育所・小学校連携推進事業「つながり」】

市立小学校・養護学校、公立幼稚園、公立保育所、民間保育所が対象となって、幼稚園・保育所・小学校それぞれが、幼児期から児童期への発達の流れを理解し、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深めることを目的とする。

#### 2. 幼児期の教育の充実における幼稚園の役割

##### (1) 幼稚園教育の役割

本市の幼稚園入園率は、園児数が減少しながらも、引き続き一定の割合が続いている。子ども・子育て支援法に基づく新制度に向けたニーズ調査からも、保育所等の利用が中心の2号認定の保護者の中にも、1号利用、つまり幼稚園教育を希望する保護者もいることが窺える。

こうした教育を望む保護者に対して、公私が協力して一定の受け入れ枠を確保し、教育の充実と発展に努めながら、育ちや学びの連続性・一貫性を踏まえた質の高い幼稚園教育を提供することが求められている。

また、前述の特別支援のための就園相談の件数が増加傾向にある背景として、保護者が、療育施設等ではなく幼稚園に通わせたいという思いが強くなってきている。特別な支援を必要とする子どもにとってどのような保育環境が望ましいのか、適切に判断しながら、幼稚園の受け入れ体制を整備していくと共に、小学校への進学等の継続的な支援を続ける必要がある。

### 3. 市立幼稚園の役割

#### (1) 同一の教育内容の提供

- ・ 市立幼稚園では、全園が「西宮市立幼稚園教育課程の基底」に基づいた教育課程を編成し、同じ内容の幼児教育を提供している。私立幼稚園では、建学の精神に基づいた教育課程を編成し、特色ある幼児教育を提供している。
- ・ 今後も、保護者の選択肢として、この両者を存続させていく必要がある。

#### (2) 保育研究の継続と実践の情報提供

- ・ 「つながり」を通じて、幼稚園・保育所・小学校が子どもの育ちへの共通理解を深めつつある。今後も市立幼稚園は、私立幼稚園や保育所と協力しながらこの事業に取り組み、これまでの小学校との連携の実績を生かし、就学への円滑な接続を率先して進める必要がある。

#### (3) 特別な支援を必要とする子どもの受け入れと支援の充実

- ・ 特別な支援の必要な子どもに対して、小学校への進学等の際に継続した支援が必要となっていることから、公私立幼稚園ともに受け入れ体制の整備が求められているところであるが、さらに市立幼稚園では、在園児だけでなく、地域に住む特別な支援を必要とする子どものための施設として整備する必要がある。また、転入の場合等も含めて、可能な限り随時入園できる体制も整備していく必要がある。

### 4. 市立幼稚園の今後のあり方と取り組み

#### (1) 幼児教育の発展と継承

- ・ 市立幼稚園の教育課程は、幼稚園教育要領だけでなく、「西宮市における教育振興基本計画行動指針(「西宮教育推進の方向」)」や、「西宮市立幼稚園教育課程の基底」といった共通した基盤の上で、各園において教育課程を編成している。今後もこの教育方針を継承・発展させていく。
- ・ 保育の研究と実践の充実・発展のため、西宮市幼児教育研究会(全市立幼稚園の園長、教頭、教諭、養護教諭により構成)を中心に、5領域(健康、人間関係、環境、言葉、表現)や近年の幼児教育の課題に沿った保育のあり方について研究を継続して進めていく。こうした取り組みとともに、今後、「つながり」により、私立幼稚園における保育の研究・実践の積み重ねとの交流も積極的に行っていく。
- ・ 西宮市の研究指定を受けた市立幼稚園については、近隣の子育て支援施設への保育公開や情報提供を行い、地域における幼児期の教育の研修の場を提供する。

#### (2) 質の高い幼児期の教育に向けた公私・幼保小の連携

##### 「つながり」の推進

- ・ 小学校区を基本に12の地域で、幼児や児童並びに教職員同士の交流や連携を実施する。
- ・ 地区別管理職会議や担当者会を開催し、各校園所の情報交換や地域の子どもの実態を共有し、地域における連携、協力体制を確立する。
- ・ 教職員相互研修では、授業・保育公開及び事後の交流会を通して、子どもの発達に即した指導を学び、相互理解を深め、円滑に「育ちと学び」をつなげる。

#### 子育て支援及び幼児教育についての調査・研究

- ・ 子育て総合センターと付属あおぞら幼稚園での共同研究やグループ研究により、幼児教育の課題解決に向け、アンケート調査等を実施、実践研究を進める。その研究の成果を市内に発信し、幼児教育の教育・保育の質の向上を図る。

#### (3) 特別な支援が必要な園児への幼稚園教育

- ・ 特に教育的配慮を要する幼児の就園相談にあたっては、市立・私立によらず、平成27年度開所予定の児童発達支援センター等施設との連携によるアセスメント資料を活用し、本人の状況や配慮の必要性なども踏まえた就園指導を行う。
- ・ 特別支援教育の充実に向けて、児童発達支援センター等施設とも緊密に連携し、研修等を通じて幼稚園教諭が特別な支援の必要な子どもへの支援についての理解を深め、園内の支援体制の充実を図っていくとともに、小学校への進学等に際しても、継続した支援を進めていく。
- ・ 市立幼稚園では、園児全体を見守る「特別支援教育支援員」や園児1人に対応する「学校協力員」の配置といった、小中学校と同様のつながりのある保育の支援体制を整備していく。

#### (4) 環境の整備

##### 3歳児保育（3年保育）

- ・ 3年保育については、私立幼稚園が先行実施してきた経緯があり、現在も私立幼稚園全園で実施している。過去からの経緯や今後の園児数減少の状況等を踏まえ、市立幼稚園では、今後も3年保育は実施しない。

##### 4歳児保育（2年保育）

- ・ 2年保育については、今後も希望する保護者の選択肢を確保する。
- ・ 市立幼稚園の適正配置を進めるにあたり、基本を「4歳児1学年1学級」に置きながらも、引き続き2年保育の希望者が多い地域についての就園を保障するため、今後の園児数の状況等を踏まえながら、平成29年度より一部の園（拠点園）で4歳児複数学級を設置できるよう、それに向けた検討を平成27年度より行う。
- ・ 年度途中の入園希望者の入園を保障するため、平成27年4月より30人を超えない範囲で、随時入園を受け付けるよう改める。

##### 5歳児保育

- ・ 1年保育を希望する保護者の選択肢を確保する。
- ・ 年度途中の入園希望者については、今後も年度当初に市が設定した定員を超えない範囲で随時受け入れる。

#### 保育時間の延長

- ・ 現在の午後保育は、週当たり3日であるが、家庭では補完できない体験活動の充実や、学びの基礎力育成のため、平成27年度より週当たり4日に拡充する。

#### 一時的な預かり保育の検討

- ・ 現在は実施していない預かり保育については、保護者の子育て支援のため、週に1～2日・短時間での一時的な預かり保育の実施の可否等について、平成27年度に検討を行う。

#### 在家庭の保護者に対する子育て支援

- ・ 「幼稚園ふれあい事業」( )の予算拡充

#### 幼稚園地域ふれあい事業

開かれた幼稚園事業：就園前の集団生活体験、親子遊び、講話、子育て相談  
にぎわい：幼稚園が核となって地域諸団体と連携して、幼児のふれあい活動を実施  
ささえ：家庭や地域が、読み聞かせや園行事の補助などの活動、清掃や園芸などの環境整備活動をとおして、幼稚園の教育活動を支援。

- ・ 在家庭の未就園児や保護者のつながりの場として、園庭開放の方法や広報を工夫し、地域住民への利用促進を図る。また、保育時間外の市立幼稚園施設の有効活用として、関係機関と協議し、子育て広場や子育て相談等の実施について検討する。

#### 特別支援教育の充実に向けた取り組み

- ・ 児童発達支援センター等施設に、平成29年度より市立幼稚園教諭2名を配置し、支援の実務を通じて必要な経験・スキルの涵養に努めるとともに、地域の在家庭や他の関係機関等とのつながりをもって支援を行えるようにする。

#### 特別な支援が必要な子どもが集う場づくり

- ・ 特別な支援が必要な子どもが集う場づくりとして、市の地域子育て関連施策とも調整しながら、市立幼稚園の施設の活用を行っていく。
- ・ 実施にあたっては、児童発達支援センター等施設や関係機関の協力による巡回相談の実施など、支援の充実に努めていく。

#### (5) 認定こども園の研究

- ・ こども支援局と連携して、子ども・子育て支援新制度がスタートする平成27年度より、認定こども園についての研究を行う。

## (6)市立幼稚園の適正配置

### 適正配置に対する基本的な考え方

- ・ これら種々の役割を担うための、市立幼稚園としての適正配置の考え方は、平成24年度の「西宮市立幼稚園の適正配置計画【当面のあり方】について」の中で「当面は13の小ブロック(p19参照)に、原則1園配置を基本」としてきた。
- ・ 平成27年度より市立幼稚園は新制度に移行することになった。今後の私立幼稚園の移行状況を踏まえる必要があるが、ここ数年間は保育環境が変化し、市立幼稚園の入園者数の更なる減少が予測され、小ブロックより大きな範囲で適正配置を判断する必要がある。
- ・ したがって、これからも私立幼稚園と協力して、入園を希望する子どもの受け入れ枠を確保しながらも、市立幼稚園については、地域の状況や園児数の推移等を総合的に判断し、平成30年度までの期間は、休級・休園規程を一部改正し、8つの「中ブロック」に原則1園配置を基本として、適正配置を進めることとする。

### 休級・休園規程の改正

- ・ 適正配置を進めるにあたり、休級・休園規程を、平成27年4月より以下を基本として改正し、10月の選考日以降も3月31日まで随時募集することとし、地域の入園希望者数をより正しく把握した規程とする。(p20参照)

改正前	改正後
幼稚園の小学校就学前2年の学級（以下「4歳児学級」という。）の園児募集選考日における入園内定者が3年連続して30人未満となった場合、	幼稚園の小学校就学前2年の学級（以下「4歳児学級」という。）の園児募集選考日 <b>が属する年度の末日</b> における入園内定者が3年連続して30人未満となった場合、

### 休級・休園規程の適用について

- ・ 今後も、付属あおぞら幼稚園は、子育て総合センターとの連携による幼保小連携や地域子育て支援にかかるセンター園として別枠で存続させる。
- ・ 中ブロックに1園しかない市立幼稚園は、適用を除外する。  
(該当する中ブロック：山口、上甲子園)
- ・ 休級・休園規程の適用については、中ブロック内で複数園が同時に休級することがないように配慮する。

### 休園が決定した施設の有効活用

- ・ 今後進める適正配置に基づき休園となる施設の活用方法については、子育てひろばや他の子育て関連施設への転用も視野に入れながら、こども支援局とも協議の上、以下の優先順位により、その活用方法を決定する。

「西宮市子ども・子育て支援事業計画」(現在審議中)に位置づけられる施設への移転  
就学前児童用の遊び場  
売却又は学校敷地内の幼稚園の場合、小学校施設へ戻す。



## (7)教職員の配置

### 教職員の配置比較

- ・ 下表の学校基本調査（平成26年速報値）によると、市立幼稚園は私立幼稚園に比べ、1園あたりの平均園児数、保育にかかわる教員一人あたりの園児数が少ない。そのことが、園児1人あたりの運営経費を大きくしている。

	園数(A)	園児数計(B)	保育にかかわる教員数(C)	1園あたりの平均園児数(B/A)	教員一人あたりの園児数(B/C)
私立幼	40	7,708	468	192.7	16.5
公立幼	20 <sup>(注1)</sup>	1,291	105	64.6	12.3

学校基本調査(速報値)より

注1； 公立幼稚園の園数(A)について、浜甲子園幼稚園が現在、休園中のため学校基本調査では21園となっている。

- ・ 運営経費が増大する一つの要因として、養護教諭や園務員が、園児数や施設規模に関係なく、原則、各園に1名ずつ配置されていることが挙げられる。

### 今後の配置

- ・ 前述の市立幼稚園の適正配置とあわせて、各市立幼稚園における職員配置についても、今後、臨時講師等の活用も含め、より効率的な手法を検討していく。
- ・ 新規教諭の採用については、今後の園数と学級数の状況等をみて、検討する。
- ・ 養護教諭・園務員については、現行の配置方法を検証した上で、今後の配置の必要性等について、慎重に検討していく。

## (8) 公私間格差の是正

### 私立幼稚園に対する助成等拡充の検討

- ・ 私立幼稚園に対しては、本市が行ってきた、「西宮市私立幼稚園教育振興補助金」による補助対象事業に、平成27年度より特別支援教育にかかる費用を追加し、私立幼稚園に対する補助金総額の増額を検討する。
- ・ 私立幼稚園運営費となる公定価格の基礎となる、特別支援や人件費等の単価について、前述の公費投入額における公私間格差を是正する観点に立ち、市こども支援局とも協議の上、国の基準に対する市としての独自の上乘せ助成の可否等について、詳細な検討を行う。

### 子ども・子育て支援新制度における幼稚園の保育料

- ・ 平成27年4月から施行される子ども・子育て支援新制度により、新制度へ移行する幼稚園では、保護者の所得に応じた9階層の区分、及び子どもの人数に応じた保育料（入園料含む）を「利用者負担」として保護者が支払う仕組み（応能負担）に変わる。新制度へ移行する市立幼稚園全園と私立幼稚園6園は、同じ所得階層区分を使用し、公私同額を基本とした利用者負担とする。
- ・ ただし、市立幼稚園は3年保育を実施していないことを踏まえ、私立幼稚園に適用する利用者負担(1号)の約90%で利用者負担を設定する  
新制度へ移行しない私立幼稚園は、これまでどおり各園で保育料・入園料等を設定する。私立幼稚園就園奨励助成金は継続して実施する。

### 1号認定子どもの利用者負担

#### 【私立幼稚園】

1号認定子どもの利用者負担（私立幼稚園）は、2号認定子どもの保育短時間の利用者負担とのバランスを考慮して、2号認定子どもの保育短時間の利用者負担の約60%に設定する。  
(理由)

幼稚園と保育所（短時間利用）の保育時間の割合（約5時間/8時間）

2号認定子どもの保育短時間の利用者負担と1号認定子どもの利用者負担+給食費（約7,000円）とのバランス

私立幼稚園に通う園児にかかる実質負担の平均額とのバランス

#### 所得階層

所得階層については、国の基準である5階層よりも階層差を縮小するため、就園奨励助成金における現行の7階層に2階層を加えた9階層で設定する。

低所得者階層（～階層）については、これまでの本市の取り組みを踏襲し、負担軽減を行う設定とする。

階層については、所得制限をなくした利用者負担を設定する。

#### 【市立幼稚園】

新制度へ移行する私立幼稚園に適用される1号利用者負担の約90%で市立幼稚園の利用者負担を設定する。

#### (理由)

私立幼稚園の「4・5歳児保育料」と「満参歳・3歳児保育料」の比が約9:10

3年保育の未実施 ... 公定価格の試算により、「3歳児なし」と「3歳児あり」の比が約9:10

注)平成27年4月より3年間をかけて、次ページのように利用者負担を段階的に移行する。

利用者負担・経過措置

利用者負担（月額保育料）案

（円）

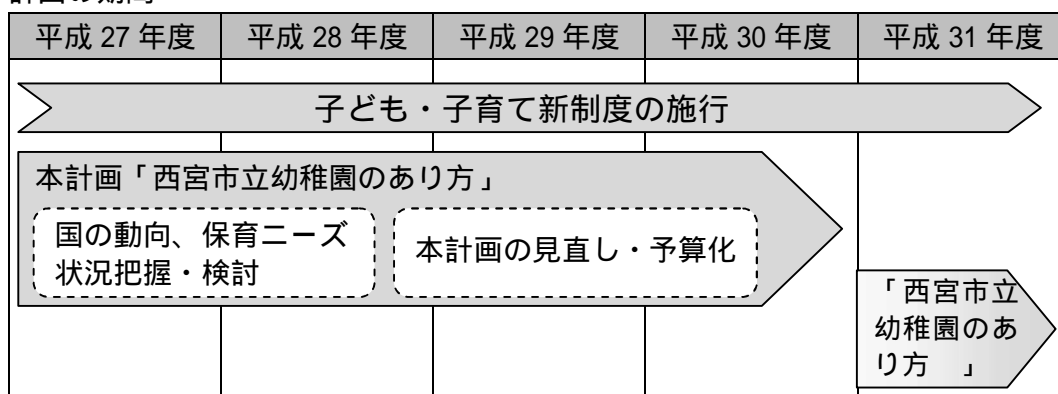
国基準	西宮市	区 分 【4人家族の年収の目安】	新制度市立幼（各年度入園児）			新制度 私立幼 H27
			H27	H28	H29	
		生活保護世帯	0	0	0	0
			0	0	0	0
			0	0	0	0
	1	市民税 非課税世帯 （母子・父子世帯等）	0	0	0	0
			0	0	0	0
			0	0	0	0
	2	市民税 非課税世帯 （その他） 【～270万円】	1,800	2,000	2,300	2,500
			1,200	1,200	1,200	1,300
			0	0	0	0
	1	市民税 所得割課税額 59,500円以下の世帯 【～310万円】	4,700	4,700	4,700	5,200
			2,400	2,400	2,400	2,600
			0	0	0	0
	2	市民税 所得割課税額 77,100円以下の世帯 【～360万円】	6,400	7,600	8,800	9,800
			4,400	4,400	4,400	4,900
			0	0	0	0
	1	市民税 所得割課税額 144,900円以下の世帯 【～520万円】	11,400	12,900	14,400	16,000
			7,200	7,200	7,200	8,000
			0	0	0	0
	2	市民税 所得割課税額 211,200円以下の世帯 【～680万円】	12,800	15,600	18,500	20,500
			9,300	9,300	9,300	10,300
			0	0	0	0
	1	市民税 所得割課税額 377,100円以下の世帯 【～1,020万円】	13,200	16,500	19,800	22,000
			9,900	9,900	9,900	11,000
			0	0	0	0
	2	市民税 所得割課税額 377,101円以上の世帯 【1,021万円～】	13,700	17,400	21,100	23,400
			10,200	10,400	10,600	11,700
			0	0	0	0

- 1 幼稚園から小学校3年生までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目の園児は上記の半額、3人目以降の園児については0円とする。
- 2 市立幼稚園の在園児（5歳児）と5歳児転入园児は、経過措置として、前年度4歳入園時の利用者負担とする。
- 3 市民税所得割課税額と年収の目安等については、今後一部修正の可能性がある。

子ども・子育て支援新制度の施行に合わせて、H26年度中に条例・規則改正を行い、決定する

## 第4章 本計画の期間

### 1. 本計画の期間



本計画は、市立幼稚園が子ども・子育て支援新制度に移行する平成27年度から平成30年度までの市立幼稚園のあり方を示している。

この間は、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、園児数や保育環境の変化が予測されるため、定期的に状況を見極め、総合的な検討を行い、計画途中の見直しも視野に入れながら進めていく。

平成31年度以降については、改めて中・長期的な市立幼稚園のあり方を示す。

### 2. 「西宮市立幼稚園のあり方」の策定

平成30年度までの園児数の推移や地域ごとの保育ニーズを踏まえ、平成31年度以降の市立幼稚園のあり方について、平成30年度中に公表する。

西宮市立幼稚園のあり方では、適正かつ必要な園数（ $y$ ）を公表する。なお、これに合わせて「休級休園規程」は廃止する。

#### 年次計画

年度	休級休園規程	その他	園数
H27	改正、適用拡大	随時入園希望者の受入開始 認定子ども園の検討 4歳児複数学級・預かり保育の検討	20
H28	今津幼4歳児休級		20
H29	今津幼 休園 鳴尾北幼4歳児休級	4歳児複数学級とする拠点園の設置。	19
H30	鳴尾北幼休園 小松幼4歳児休級 休級・休園規程の廃止	あり方 の策定 適正かつ必要な園数の公表	19-
H31	小松幼休園	（周知期間）	19-
H32		（4歳児募集停止）	19-
H33		↓（4歳児休級）	19-
H34		休園	$y$

【資料1】「西宮市幼児期の教育・保育のあり方について（答申）」より一部抜粋

ブロック図



	園名		小ブロック	中ブロック
1	浜脇幼		浜脇1	浜脇
2	用海幼			
3	今津幼		浜脇2	
4	南甲子園幼			
5	浜甲子園		鳴尾1	鳴尾
6	鳴尾東幼		鳴尾2	
7	高須西幼			
8	春風幼		上甲子園	上甲子園
9	鳴尾北幼			
10	小松幼			
11	夙川幼		大社1	大社
12	越木岩幼			
13	大社幼		大社2	
14	あおぞら幼			
15	上ヶ原幼		広田1	広田
16	瓦木幼		広田2	
17	門戸幼		甲東1	甲東
18	高木幼		甲東2	
19	山口幼		山口	山口
20	名塩幼		塩瀬	塩瀬
21	生瀬幼			

浜甲子園幼稚園は休園中。今津幼稚園は平成 29 年度より休園予定  
平成 27 年度園児募集において休級・休園規程の適用になった園

【資料2】「西宮市立幼稚園の休級及び休園等に関する規程」(新旧対照表)

現行	改正後
<p>(趣旨) 第1条 この規程は、西宮市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)の入園応募者の定員割れが継続して生じている場合における、当該幼稚園の休級及び休園等について必要な事項を定める。</p> <p>(休級) 第2条 西宮市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、幼稚園の小学校就学前2年の学級(以下「4歳児学級」という。)の園児募集選考日における入園内定者が3年連続して30人未満となった場合、当該幼稚園においては、当該3年目の園児募集選考日が属する年度から起算して3年を経過した年度以後は、4歳児学級を休級するものとする。ただし、地域の事情等を勘案して教育委員会が認めるときは、この限りではない。</p> <p>2 前項の規定により4歳児学級を休級したときは、当該幼稚園においては、4歳児学級を休級した年度の翌年度以後の小学校就学前1年の学級(以下「5歳児学級」という。)を休級するものとする。</p> <p>(休園) 第3条 教育委員会は、前条の規定により4歳児学級及び5歳児学級を休級した幼稚園については、当該休級した年度以後は、当該幼稚園を休園するものとする。</p> <p>(閉園) 第4条 教育委員会は、前条の規定により休園した幼稚園については、閉園に向けた措置を講ずることができる。</p> <p>(雑則) 第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。</p> <p>付 則 1 この規程は、平成25年4月1日から実施する。 2 この規程の実施の日前に休級及び休園等をすることを決定した幼稚園については、なお従前の例による。 3 第2条第1項の規定の適用にあたっては、平成23年度以後の4歳児学級の園児募集選考日における入園内定者の状況を勘案することができるものとする。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この規程は、西宮市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)の入園応募者の定員割れが継続して生じている場合における<u>幼稚園</u>の休級及び休園等について、<u>必要</u>な事項を定める。</p> <p>(休級) 第2条 西宮市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、幼稚園の小学校就学前2年の学級(以下「4歳児学級」という。)の<u>園児募集選考日が属する年度の末日</u>における入園内定者が3年連続して30人未満となった場合、<u>その</u>3年目の園児募集選考日が属する年度から起算して3年を経過した年度以後は、4歳児学級を休級するものとする。ただし、地域の事情等を勘案して教育委員会が認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により4歳児学級を休級したときは、休級した年度の翌年度以後の小学校就学前1年の学級(以下「5歳児学級」という。)を休級するものとする。</p> <p>(休園) 第3条 教育委員会は、前条の規定により4歳児学級及び5歳児学級を休級した年度以後は、<u>幼稚園</u>を休園するものとする。</p> <p>(閉園) 第4条 教育委員会は、前条の規定により休園した幼稚園については、閉園に向けた措置を講ずることができる。</p> <p>(雑則) 第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。</p> <p>付 則 1 この規程は、平成25年4月1日から実施する。 2 この規程の実施の日前に休級及び休園等をすることを決定した幼稚園については、<u>別に定めるところによる。</u> 3 第2条第1項の規定の適用にあたっては、<u>平成25年度から平成26年度までの</u>4歳児学級の園児募集選考日における入園内定者の状況を勘案することができるものとする。</p> <p><b>付 則</b> <b>1 この規程は、平成27年4月1日から実施する。</b> <b>2 この規程の実施の際現に休級及び休園等をする</b> <b>ことを決定されている幼稚園については、改正後の西宮市立幼稚園の休級及び休園等に関する規程第2条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</b></p>